

無戸籍問題の解消を求める意見書

無戸籍問題とは、子の出生の届け出をしなければならない者が、何らかの事情で出生届を出さないために、戸籍がないまま暮らさざるを得ない子供や成人がいるという問題です。

無戸籍者は、みずからに何ら落ち度がないにもかかわらず、特例措置などでの救済ケースを除き、住民登録や選挙権の行使、運転免許やパスポートの取得、銀行口座の開設等ができないだけでなく、進学、就職、結婚といった場面でも不利益をこうむっており、無戸籍問題は基本的人権にかかわる深刻な問題であります。

また、無戸籍者は、同じ我が国の国民であるにもかかわらず、種々の生活上の不利益をこうむるだけでなく、みずからが無戸籍であることで心の平穏を害されており、一刻も早い救済が必要であります。

よって、国におかれましては、人権問題の観点から、関係機関において無戸籍者への理解を促し、適切な対応ができるよう改善するとともに、無戸籍問題を解消するために民法改正を検討されるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年12月13日

北海道江別市議会

提出先
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣